

令和 7 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録

令和 7 年 7 月 1 6 日開会

柳 泉 園 組 合 議 会

令和 7 年第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○関係者の出席	2
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	3
・指定第 2 号	3
・選挙第 2 号	5
・議長の辞任について	6
・選挙第 3 号	7
・会期の決定	8
・会議録署名議員の指名	1 0
・選任第 2 号	1 0
・諸般の報告	1 0
・行政報告	1 1
・議案第 1 1 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 4
・議案第 1 2 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 4
・報告第 1 号（上程、説明、質疑）	2 9
・議案第 1 3 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 0
・議案第 1 4 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 0
・議案第 1 5 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 4
・議案第 1 6 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 6
・議案第 1 7 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 8
・議案第 1 8 号（上程、説明、採決）	3 9
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	4 0
○閉 会	4 1

令和 7 年第 2 回
柳泉園組合議会定例会会議録

令和 7 年 7 月 1 6 日 開会

議事日程

1. 仮議席の指定
2. 指定第 2 号 議席の指定
3. 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 追加 1. 議長の辞任について
- 追加 2. 選挙第 3 号 議長の選挙
4. 会期の決定
5. 会議録署名議員の指名
6. 選任第 2 号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
7. 諸般の報告
8. 行政報告
9. 議案第 1 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分について
- 1 0. 議案第 1 2 号 令和 6 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
- 1 1. 報告第 1 号 令和 6 年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書について
- 1 2. 議案第 1 3 号 柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 1 3. 議案第 1 4 号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 1 4. 議案第 1 5 号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 1 5. 議案第 1 6 号 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例
- 1 6. 議案第 1 7 号 柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 1 7. 議案第 1 8 号 柳泉園組合監査委員の選任について
(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)

18. 廃棄物等処理問題特別委員会報告

1 出席議員

1 番 当 麻 一 哉	2 番 関 根 光 浩
3 番 村 山 順次郎	4 番 小 林 たつや
5 番 保 谷 なおみ	6 番 大 林 光 昭
7 番 原 かずひろ	8 番 斉 藤 まさひろ
9 番 松 本 潤	

2 関係者の出席

管 理 者	富 田 竜 馬
副 管 理 者	澁 谷 桂 司
副 管 理 者	池 澤 隆 史
助 役	西 村 幸 高
会計管理者	弓 削 丈 士
清瀬市市民環境部長	門 田 尚 典
東久留米市環境安全部長	関 知 紀
西東京市みどり環境部長	白 井 一 嘉

3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	横 山 雄 一
資源推進課長	近 藤 修 一
書記	上 里 直 樹
書記	松 本 賢 一
書記	上 嶋 勇 佑
書記	清 水 翼

午前10時00分 開会

○議長（小林たつや） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和7年第2回柳泉

園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（小林たつや） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席はただいま御着席の議席といたします。

○議長（小林たつや） 「日程第2、指定第2号、議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長においてただいま御着席のとおり指定させていただきます。

ここで、清瀬市議会議員及び東久留米市議会議員の改選に伴い柳泉園組合議会議員が新たに選任されましたので、議員各位の自己紹介をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 御異議ないようですので、自己紹介をお願いいたします。

まず最初に、私から自己紹介を申し上げます。西東京市議会の小林たつやでございます。柳泉園組合議会は3回目ということで、市議会議員も8期やっていますが、とって大したことはありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1番、当麻議員から順次お願いいたします。

○1番（当麻一哉） 東久留米市選出の当麻一哉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（関根光浩） 東久留米市議会、関根光浩でございます。よろしくお願い申し上げます。

○3番（村山順次郎） 東久留米市議会の村山順次郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（保谷なおみ） 西東京市議会から参りました保谷なおみでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○6番（大林光昭） 同じく、西東京市選出の大林光昭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（原かずひろ） 清瀬市議会、原かずひろでございます。よろしくお願いいたします。

○ 8 番（斉藤まさひろ） 清瀬市議会、斉藤まさひろでございます。どうぞよろしくお願い致します。

○ 9 番（松本潤） 清瀬市議会、松本潤でございます。よろしくお願い致します。

○議長（小林たつや） ありがとうございます。

続きまして、西村助役より特別職、関係市職員及び職員の紹介をお願いいたします。

○助役（西村幸高） それでは、議長のお許しをいただきまして、御紹介させていただきます。

初めに、柳泉園組合管理者、富田竜馬東久留米市長でございます。

○管理者（富田竜馬） 富田でございます。よろしくお願い致します。

○助役（西村幸高） 次に、副管理者、澁谷桂司清瀬市長でございます。

○副管理者（澁谷桂司） よろしくお願いします。

○助役（西村幸高） 同じく、副管理者、池澤隆史西東京市長でございます。

○副管理者（池澤隆史） よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 続きまして、関係市の担当部長を紹介させていただきます。

清瀬市の門田市民環境部長でございます。

○清瀬市市民環境部長（門田尚典） よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 東久留米市の関環境安全部長でございます。

○東久留米市環境安全部長（関知紀） どうぞよろしくお願い致します。

○助役（西村幸高） 西東京市の白井みどり環境部長でございます。

○西東京市みどり環境部長（白井一嘉） どうぞよろしくお願い致します。

○助役（西村幸高） 続きまして、弓削会計管理者でございます。

○会計管理者（弓削丈士） よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 続きまして、柳泉園組合職員を紹介させていただきます。

米持総務課長でございます。

○総務課長（米持譲） よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 濱田施設管理課長でございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） どうぞよろしくお願い致します。

○助役（西村幸高） 横山技術課長でございます。

○技術課長（横山雄一） よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 近藤資源推進課長でございます。

○資源推進課長（近藤修一） よろしくお願ひいたします。

○助役（西村幸高） 議会の書記といたしまして、上里庶務文書係長でございます。

○庶務文書係長（上里直樹） よろしくお願ひいたします。

○助役（西村幸高） 松本庶務文書係主査でございます。

○庶務文書係主査（松本賢一） よろしくお願ひいたします。

○助役（西村幸高） 清水庶務文書係主事でございます。

○庶務文書係主事（清水翼） よろしくお願ひします。

○助役（西村幸高） 最後になりましたが、私、助役の西村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小林たつや） 以上で特別職等の紹介を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林たつや） 「日程第3、選挙第2号、副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 御異議なしと認めます。

よって、清瀬市選出の原議員をお願いをいたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました原議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 御異議なしと認めます。よって、ただいま御指名をいたしました原議員が副議長に当選いたしました。ここで、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。原議員、よろしくお願ひいたします。

○7番（原かずひろ） ただいま副議長に御指名いただきました清瀬市選出の原かずひろでございます。議員の皆様の御協力をいただきながら、公平公正で、また、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（小林たつや） ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○副議長（原かずひろ） それでは、議長と交代し会議を進めさせていただきます。

お諮りいたします。ただいま当職宛てに議長より辞任願が提出されました。この際、日程を追加し、直ちに本件を先議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原かずひろ） 御異議なしと認めます。よって、追加議事日程を先議することに決しました。

追加日程を配付してください。

〔資料配付〕

○副議長（原かずひろ） それでは、「追加日程第1、議長の辞任について」を議題いたします。

地方自治法第117条の規定により、小林議員の退席を求めます。

〔4番 小林たつや議員退席〕

○副議長（原かずひろ） 本件は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原かずひろ） 御異議なしと認めます。

議長の辞任について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（原かずひろ） 挙手全員。ありがとうございます。よって、議長の辞任については許可されました。

〔 4 番 小林たつや議員着席〕

○副議長（原かずひろ） 「追加日程第 2、選挙第 3 号、議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原かずひろ） それでは、お諮りいたします。指名の方法につきましては、代表委員において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原かずひろ） 御異議なしと認めます。よって、東久留米市の代表委員であります村山順次郎議員にお願いをいたします。

○3 番（村山順次郎） 議長に東久留米市選出の当麻一哉議員を指名いたします。

○副議長（原かずひろ） お諮りいたします。ただいま代表委員において指名いたしました当麻一哉議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原かずひろ） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました当麻一哉議員が議長に当選をいたしました。ここで、会議規則第 31 条第 2 項の規定により告知をいたします。

それでは、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。当麻一哉議員、よろしくお願いいたします。

○1 番（当麻一哉） ただいま議長に御指名をいただきまして、就任をさせていただきます東久留米市選出の当麻一哉でございます。議員の皆様、そして、職員の皆様の御協力をいただきながら、公平公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（原かずひろ） ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 12 分 休憩

午前 10 時 13 分 再開

○議長（当麻一哉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第４、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、５月２１日に代表者会議が開催されております。

西東京市の代表委員、保谷なおみ議員に報告を求めます。

○５番（保谷なおみ） おはようございます。

今回の報告につきましては、本来は東久留米市選出の代表委員が行うこととなっておりますが、改選がございましたので、今回につきましては、代表者会議において、私から御報告申し上げることと決定いたしました。

それでは、御報告申し上げます。

去る５月２１日、代表者会議が開催され、令和７年第２回柳泉園組合議会定例会について、また、柳泉園組合議会における水分補給に関する申し合わせについて及び柳泉園組合議会におけるタブレット端末使用に関する申し合わせについて協議しております。２つの申し合わせ事項については既に皆様のお手元に送付されていることと思いますが、タブレット端末の使用に関しては、消音設定、またはマナーモードにさせていただくこと、録画、録音の禁止を併せて申し添えます。

続きまして、令和７年第２回柳泉園組合議会定例会に係る事項となります。

令和７年第２回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、７月１６日、本日１日限りいたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第６、選任第２号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

次に、「日程第７、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第８、行政報告」を行い、終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第９、議案第１１号、損害賠償の額の決定についての専決処分について」及び「日程第１０、議案第１２号、令和６年度柳泉園組合一般会計補正予算（第６号）の専決処分について」は、関連がございますので、一括で上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第１１、報告第１号、令和６年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書について」の報告を求め、質疑をお受けいたします。

次に、「日程第１２、議案第１３号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び「日程第１３、議案第１４号、柳泉園組合職員

の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、関連がございますので、一括で上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第１４、議案第１５号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第１５、議案第１６号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第１６、議案第１７号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第１７、議案第１８号、柳泉園組合監査委員の選任について」を上程し、採決いたします。本件は、議会選出の監査委員の選任についての同意を諮るものです。

議案第１８号の採決後、暫時休憩として、この休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催いたします。特別委員会では委員長及び副委員長の互選等を審議いたします。

委員会終了後、本会議を再開し、廃棄物等処理問題特別委員会報告を委員長より行っていただきます。

委員会報告の終了後、閉会いたします。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、令和７年第２回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第２回定例会に係る決定事項でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（当麻一哉） 以上で報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり、本日１日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りとし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（当麻一哉） 「日程第 5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 2 条の規定により、議長において次の 2 名を御指名いたします。

第 7 番、原かずひろ議員、第 8 番、斉藤まさひろ議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第 6、選任第 2 号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合特別委員会条例第 3 条の規定により、議長において御指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 御異議なしと認めます。よって、議長において御指名をいたします。

関根光浩議員、村山順次郎議員、原かずひろ議員、斉藤まさひろ議員、松本潤議員、そして私、当麻一哉でございます。以上 6 名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 御異議なしと認めます。よって、以上の議員を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長（当麻一哉） 「日程第 7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（当麻一哉） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） おはようございます。令和 7 年柳泉園組合議会第 2 回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも、議員の皆様におかれましては、それぞれ大変お忙しい中、本日の定例会に御

出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、令和7年2月から4月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、御案内のとおり、専決処分や条例改正など、8件の議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第2回定例会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 続いて、「日程第8、行政報告」を行います。

○助役（西村幸高） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和7年2月から令和7年4月までの3か月間の柳泉園組合におきます事業運営等の報告となります。

初めに、1ページ、総務関係、1、庶務について、（1）事務の状況について、特に通常の事業運営と異なる点について御報告いたします。

2月14日に第3回柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会幹事会を開催し、必要事項の調査、検討及び連絡調整を行いました。また、3月28日に第3回柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会を開催し、幹事会からの協議結果報告を受け、協議結果報告書を取りまとめ、4月1日に東久留米市長、同月2日に清瀬市長、西東京市長及び東村山市長へ、それぞれ報告書の提出をさせていただきました。その後、4月7日に柳泉園組合周辺自治会協議会令和7年度第1回臨時協議会を開催し、周辺自治会の皆様へ、柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会の協議結果を御報告させていただいております。4月21日にはごみの広域処理に向けた申入れ手交式を行い、東村山市よりごみの広域処理に向けた申入れがございました。

3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

表4-1から8ページ、表6までを併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況について。

今期におきます関係市のごみの総搬入量は、3ページ、表4-1に記載のとおり、1万5,086トンでございます。これは昨年同期と比較し858トン、5.4%の減少となっております。

内訳でございますが、可燃ごみは、4ページ、表4-2に記載のとおり、1万3,163

トンで、昨年同期と比較し 9 7 6 トン、6. 9 %の減少となっております。

なお、令和 6 年 1 月 1 日に発生しました能登半島地震に伴う石川県輪島市及び珠洲市で発生しました災害廃棄物につきましては、令和 6 年 1 1 月 5 日から受入れを開始し、今期におきましては 1 6 トンの受入れを行いました。その内訳は 3 ページ、表 4 - 1 及び 4 ページの表 4 - 2 の他市の欄に記載のとおりでございます。

不燃ごみは、4 ページ、表 4 - 3 に記載のとおり、1, 5 7 8 トン、昨年同期と比較し 8 5 トン、5. 7 %の増加となっております。

粗大ごみは、5 ページ、表 4 - 4 に記載のとおり、3 4 5 トン、昨年同期と比較し 3 3 トン、10. 6 %の増加となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳でございますが、3 ページ、表 4 - 1 から 5 ページ、表 4 - 4 に記載のとおりでございます。

続きまして、表 4 - 5 は、1 人 1 日当たりのごみ量を表にまとめたものでございます。

6 ページ、表 5 - 1 及び表 5 - 2 は、有害ごみの蛍光管、乾電池の搬入状況でございます。

7 ページ、表 5 - 3 につきましては動物死体の搬入状況でございます。令和 7 年第 1 回定例会の報告時より、近年、犬、猫のほかに、ハクビシンやタヌキ、アライグマ等の動物搬入が多いことから、犬、猫に分類せずに、その他として改めさせていただいております。

8 ページ、表 6 は資源物の搬入状況をまとめたものでございますが、今期の総搬入量は 1, 0 6 3 トンで、昨年同期と比較し 8 0 トン、7. 0 %の減少となっております。

続きまして、9 ページ、2、施設の稼動状況について。

1 0 ページ、表 7 から 1 3 ページの表 1 1 - 3 を併せて御参照ください。

初めに、（１）柳泉園クリーンポートについて。今期においては、1 月より継続して実施しておりました 3 号炉の定期点検整備補修が 3 月に完了しております。また、4 月にごみ・灰・発電機用クレーン年次点検整備及び 2 号炉の定期点検整備補修を実施しております。排ガス中のばい煙測定は、2 月につきましては 1 号炉と 2 号炉、3 月につきましては 1 号炉と 3 号炉、4 月につきましては 1 号炉と 2 号炉で実施し、いずれにおきましても排出基準に適合してございます。

1 0 ページ、表 7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。柳泉園クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計 1 万 4, 4 5 0 トンで、昨年同期と比較し 1, 6 3 3 トン、10. 6 %の減少となっております。

11 ページ、表 9、水銀濃度分析測定結果につきましては、今期におきましても水銀の検出はございません。

表 10、下水道放流水測定につきましては、毎月 2 回実施し、排除基準に適合してございます。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月 1 回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週 1 回行っております。これらの結果につきましては 12 ページ、表 11-1 から 13 ページの表 11-3 に記載しており、測定項目全てが基準に適合してございます。

なお、放射性物質濃度の測定につきましては、平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災による原子力発電所の事故に伴う放射性物質汚染対処特措法に基づき、測定及び報告をまいりました。当該法律におきましては、測定結果が一定期間基準値以下の場合には測定免除ができることになっており、柳泉園組合としましても基準値以下の測定が継続しておりましたが、日の出町にあります東京たま広域資源循環組合への報告が必要であったことから、これまで免除申請をすることができませんでした。しかし、このたび日の出町の下承が得られたことから、令和 7 年度以降、東京たま広域資源循環組合への報告が不要となったことから、国に免除申請を行い、測定が免除となり、令和 7 年 3 月をもって測定を終了いたしております。なお、柳泉園組合周辺自治会の各自治会の皆様には既に報告し、御了承をいただいているものでございます。

可燃ごみ内容物調査につきましては、2 月、3 月、4 月、各月それぞれ私車 6 台に対して実施し、さらに、可燃ごみ中の混入不燃物調査といたしまして、2 月及び 3 月に関係市ごとに公車、私車を各 1 台、合計 6 台で実施させていただいております。

続きまして、14 ページ、(2) 不燃・粗大ごみ処理施設についてでございます。今期は 2 月に破砕機主軸補修を実施し、完了いたしております。また、3 月にはバグフィルター清掃を実施いたしました。

表 12、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は 1,923 トンで、去年同期と比較し 118 トン、6.5% の増加となっております。

続きまして、(3) リサイクルセンターについて。今期も故障等はなく、順調に稼動してございます。

表 13、リサイクルセンター資源化状況でございます。雑物や回収かご等を除いた資源化量は 954 トンで、去年同期と比較し 25 トン、2.6% の減少となっております。

15 ページ、3、最終処分場について。

表14を併せて御参照ください。

焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出し、今期は1,766トン、去年同期と比較し121トン、6.4%の減少となっております。これらの焼却残渣につきましては、輪島市・珠洲市の広域支援分も含んでございます。

続きまして、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、全て埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。表15に記載のとおりでございます。

続きまして、16 ページ、し尿処理施設関係でございます。

表16-1から表16-3までを併せて御参照ください。

1のし尿の搬入状況でございます。

今期のし尿の総搬入量は192キロリットルで、去年同期と比較し10キロリットル、5.0%の減少となっております。

17 ページ、2、施設の稼動状況については、今期は故障等もなく、順調に稼動してございます。

続きまして、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、測定項目全てにおきまして排除基準に適合してございます。

続きまして、19 ページ、施設管理関係でございます。

1、厚生施設について。

表18-1から20ページの表18-3を併せて御参照ください。

(1) 施設の利用状況について、各施設の利用状況を去年同期と比較しますと、一般用野球場、学童用野球場、和室1、室内プール、浴場施設及びトレーニング室におきましては増加となっております。テニスコート、多目的室1・2・3及び和室2につきましては減少となっております。

20 ページ、(2) 施設の収入状況についてでございますが、表19に記載のとおりでございます。

続きまして、21 ページ、(3) 施設の管理状況についてでございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び表21に記載してございます。いずれにおきま

しても水質基準に適合してございます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（当麻一哉） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 順次お聞きしたいと思います。

行政報告の12ページ、表11-1から表11-3までですが、放射性物質濃度測定結果についての御報告をいただきました。

まず申し上げなければいけないことは、これらの測定には一つ一つ、職員の皆さん、あるいは委託事業者の皆さんの作業、手間というものがあって、雨の日も晴れの日も暑い日も寒い日も継続して測定していただいていたものと思いますので、改めてその御努力に御礼を申し上げたいと思います。

御説明によりますと、測定義務が免除されたということでございます。最終処分地への報告の義務がなくなったためということの御説明がございました。お聞きしたいことは、免除になるためには一定期間測定結果が安定していることが必要という御説明だったかと思うのですが、一定期間というのはどのくらいの期間のことなのかということが、一つお聞きしたいことです。

御説明をお聞きしている限りですと、表11-1から表11-3に関する測定は、今後はというか、3月末以降は行わないということになるのかなという理解を今、しておりますけれども、こういう測定というのは、1回やめてしまうと、その数値がどのように推移しているかというモニターができなくなるのではないかなとも思います。その観点で言うと、頻度、ペースが少なくなるということは、これはそうかなと思うのですが、年に1回、2年に1回等々、測定をしていただくと。そういうことができないかどうか、御見解を伺いたいと思います。

2点目は柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会についてでございます。御報告をいただきました。柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会は3月に協議結果報告書を取りまとめて、公表されていると。この報告書では、結論として、ごみの広域処理は可能だということとされていると理解をしております。報告書の公表を受けて、東村山市から柳泉園組合へのごみの広域処理に向けた正式な申入れがあってと、そのところは行政報告でございましたが、その後、協議の場を設置するという旨の回答を東村山

市にしていると聞いております。

多くはないですけども、私の元には、周辺の住民の皆さんから、この一連の動きについて不安を感じるという意見が聞かれております。不安というほどではないにしても、知らなかったと。あるいは、分からないという趣旨の御意見を私に連絡される方もいらっしゃいます。行政報告について、一定これまでの経過が述べられておるところでございますが、現時点においては東村山市との協議は始まっていないという認識を持っております。お聞きしたいことは、今後どのようなスケジュールで協議を持たれるのかということです。現時点でどんな準備を柳泉園組合としてされているのか、そこについて伺いたいと思います。

この問題の２点目ですけども、これまでの東村山市からの申入れ、それに伴う協議、あるいは可能性検討においては、あくまでも燃やせるごみについての取扱いだと思います。また、周辺自治会協議会の皆様へも、あくまでも東村山市の燃やせるごみの広域処理について協議するかどうかについて、説明がされてきたと思います。一方で、東村山市長は６月２日、東村山市議会の所信表明として、燃やせるごみ以外についても広域処理をお願いできればと考えていると。前段、後段は省いておりますが、その趣旨の御発言がございました。私は、これは、このタイミングということで考えますと、慎重さを欠く発言ではなかったかと感じております。柳泉園組合として、これまでのやり取りの中で、東村山市側から、燃やせるごみ以外についてもということで何らかの打診ですとか、相談ですとか、そういうものがあったのでしょうか。あったのだとすれば、どのように応答されたのか、伺いたいと思います。

すみません。少し長くなっているのですが、新清掃施設整備基本構想について、２点だけお伺いしたいと思います。

柳泉園クリーンポート、不燃・粗大ごみ処理施設、そして、リサイクルセンターの更新は、柳泉園組合にとって重要な課題になっているということで、私もそう思っております。そのため、重要な新清掃施設整備基本構想が取りまとめられたことは意味のあることだと思っております。以前の議論では、ここを起点に１０年間で様々な検討をしていくということの御答弁もございました。質問はいたしません、主にリサイクルセンターで、どのような機能を付与するのか、ここも重要な今後の検討課題かなと、よく感じております。よく研究して、構想もよく読ませていただいて、今後、この点については議論をしたいと思います。お伺いしたいことは、整備手法の検討における一体整備に関する検討のところ

なのですけれども、他の検討においてはおよそ整備の方向性が示されていると思うのですが、この点については両論併記となっていて、柳泉園クリーンポートなど、3つの施設を一体の施設として整備する、何と読むのか悩むのですが、合棟案というのですか。A案。リサイクルセンターだけを別にする別棟案（B案）となっています。これらについてのメリット、デメリットという記載もございますけれども、構想においてはこれを決め切らずに、今後の検討に委ねた理由などがあれば、少しお聞きしたいと思います。

もう1つは、事業方式の検討についてなのですが、公設公営、公設民営、民設民営（PFI）などの選択肢が示されております。これらについては、他団体でどのような実施事例があるのかなど、他の検討項目で示されたような調査結果が見られません。今後調査する予定があるのかどうか。どういう手法が多く取られているかということは、今後の検討の最初の材料になるかなと思うので、その辺の調査はされるかどうか、お聞きしたいと思います。

不燃・粗大ごみ処理施設の火災について、すみませんが、お聞きしたいと思います。5月31日未明に発生した火災です。経過とともに、原因及びそれに基づく予防の対策について、実施されているところがあればお聞きしたいと思います。

清柳園解体工事中環境測定結果についても情報提供をいただいているので、1点だけお聞きしたいと思います。清柳園解体工事における環境測定結果について、ホームページにおいても公表されております。今年1月に地下水水質、大気の状態などについて測定するとともに、5月にも同様の環境測定が行われているとホームページには記載がございます。測定結果については、1月の結果にはあった鉛の環境基準超過箇所がなくなって、ダイオキシン類については、引き続き環境基準を超過する箇所が生じているということであります。これらの環境測定は、今後定期的に継続して行われていくのでしょうか。お考え、御予定があれば伺いたいと思います。また、ダイオキシン類については継続して検出されていると思うのですが、これらの課題解決についてはどのように図るべきものなのでしょうか。御教示いただきたいと思います。

○技術課長（横山雄一） それでは、放射性物質濃度測定についての御質問にお答えいたします。1点目は、免除要件の一定期間はどれぐらいかということと、2点目は、年1回でも測定はできないかというお尋ねでございました。

まず、1点目の免除要件の一定期間というのは、直近の測定結果が800ベクレル以下、直近3回以上の測定結果が60日以上の期間において全て6,400ベクレル以下であった

場合に免除要件に該当することになります。

そこで、年1回でも測定できないかということでございますが、当組合といたしましては、この免除要件に合致したこと、また、東京たま広域資源循環組合への報告が要らなくなったこと、14年も経過しておりますので、数値的には不検出または、かなり低いレベルで推移していることを鑑みまして、測定免除を申請したところでございます。こちらにつきましては、行政報告でお話ししたとおり、周辺自治会の皆様には御報告いたしまして、御了承を得たところでございます。

○総務課長（米持譲） それでは、私から、可能性協議会結果から、4月に広域処理に向けた加入について協議の場の設定の申入れがございましたことから、今後のスケジュールというところで答弁させていただきます。現在、協議に向けた協議項目等を整理することがあるため、準備協議会を設置しているところでございます。そのため、今のところ、まだ具体的な今後のスケジュールは立っていないというところでございます。

続きまして、新清掃施設整備基本構想のところですよ。施設の今後の、別棟案だとか、一体での施設をどういう形で検討していくのかというところでございますが、新清掃施設整備基本構想はあくまで、今後の施設更新に向けた方向性を示す大枠の構想となっております。今後の基本計画等でそのところは協議していく内容であると考えているところでございます。また、今後の事業運営というところでございますが、PFI方式を検討することは、次のところでも行うというふうに考えております。近年の自治体の運営方式は、私が把握している中では、ほとんどがDBIの方式で運営をしているということで認識をしているところでございます。

○資源推進課長（近藤修一） 期間外のことではございますが、御質問がございました5月31日に発生しました火災に対する対策についてでございます。こちらの火災の原因は、当組合の監視カメラの記録を確認したところ、解体できない小型家電を詰めたフレコンバッグから発火していることが確認されております。このため、発災以降に搬入された解体できない小型家電はドラム缶に詰めまして、蓋をした状態で一時保管をしております。これは発災後の延焼防止を目的としております。また、今回の原因となった解体できない小型家電につきましては、市民の皆様が適切に分別して排出されたものでございますが、いまだ不燃ごみへの搬入が多い状況もございますので、引き続き分別排出の徹底を関係市とともにお願いするとともに、効果的な対策を検討してまいりたいと思います。

最後となりますが、火災が発生した当日につきましては、深夜のため、多くの方がお休

みになられた時間帯と思われます。近隣住民の皆様や関係者の皆様に多大な御迷惑、御心配をおかけしたことを大変申し訳なく感じております。この場をお借りいたしましておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

火災については以上でございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの清柳園の測定、いろいろな大気だとか、地下水の水質とかの測定の話なのですが、答弁させていただきます。清柳園に関しましては、今、工事請負契約を行っている業者に、基本的に、仕様の中に分析の項目とか、そういうものを含めております。ですから、今後においても、大気中の測定だとか、あるいは粉じんだとか、いわゆる労働安全衛生上の測定なんかは施工業者の中で行っていくというところでございます。もう1つは、地下水、ダイオキシン類の測定につきましては、これは基本的に、法律的な義務、根拠はないのですが、地域住民の皆様にご安心をしていただくために、モニタリングという形の中で行っております。ですので、これはダイオキシン類の対策といえますか、そういうモニタリングを行っていくという過程の中で、基本的には、あそこには焼却灰、埋設廃棄物が埋設されている状況があります。3メートルぐらいのところですね。それを掘削除去することによって解消に向けている事業でございますので、そういった形で引き続きモニタリングを行っていくというところでございます。

○3番（村山順次郎） 後段から順番に、再質問すべきところはさせていただきたいと思います。

清柳園の解体工事に関する環境測定のところは、御説明は分かりました。正確に私が聞き取れなかっただけだと思うのですが、1月にやって、5月にやってということですから、年3回ペースというんですかね。分からないですけども。そのくらいの頻度ではぜひやっていただきたいなと。かつ、御公表をいただきたいなと思います。それが安心に資するものかなと思いますので、この点は要望しておきたい。測定自体はしていただけるという御答弁だったと思うのですが、どのくらいの頻度で、次はいつなのかということは、また改めたいと思います。また、根本的な問題解決は、今回の工事事業そのものが解決に向かっていくものであろうという御説明で、よく理解できました。引き続き当該事業が安全に行われますようお願いをしておきたいと思います。

不燃・粗大ごみ処理施設の火災についてお聞きいたしました。小型廃家電で、電池を除去できないものを集めていたところが火元になったという御説明で、対策としては、フレコンバッグだったものをドラム缶に入れるという御対応をいただいているということだと

思います。深夜の火災でもございまして、御担当のところでは御対応いただいたものだと思いますので、その点は感謝を申し上げたいと思いますし、結果的には、人的被害等、あるいは、施設的な重大な影響が生じる被害が生じなかったということは、不幸中の幸いというべきものかなと思いますが、私は6月1日、翌日になりますが、まだこの情報に接する前でしたけれども、久留米西団地にお住まいの複数の方とお話しする機会があって、複数の方から爆発音を聞いたと。何だか分からないけれどもというお話を聞いて、その段階では私もその情報を知らなかったので、何でしょうねというやり取りで終わったのですが、タイミングだけで考えれば、この火災の音を聞かれたのかなとも思います。その意味では、あらゆる面で火災というものはないほうがいいということは論をまたないわけですが、この対策を取っていただくということ。根本的には、やはり一般廃棄物として充電式電池が流通していて、ここの中間処理施設に運び込まれてくるということで、適切な対応を取られたとしても、100%防ぐというふうにはなかなかならないのかなというのは、これは国の仕組みの問題、ここの制度の改善が必要かなと思いますので、どのような方法があるかは判然としませんけれども、柳泉園組合としても、この問題の意見表明なり、要望活動なり、模索していただきたいなと。私もその点は留意したいと思います。報道では、他の団体、他の施設で収集がストップするという報道もございまして、そのところは、繰り返しですけれども、未然に防ぐ対策、手だてを、いろいろな可能性があると思いますが、日々研究して対応していただきたい。また、関係市とも協力して、収集の部分での手だてが何かないか、そのところもよく協議していただきたいと思います。この点は要望で終わります。

新清掃施設整備基本構想のところですが、一定御答弁をいただいて、お聞きすると、そうなんだということが分かるわけですが、議会でやっておりますので、もしその情報の把握があるようであれば、構想のところこういう選択肢があると。公設公営、民設民営も含めて、PFI等々があるということがあって、他の団体でどういう動向があるかというところの把握があるのであれば、議会にも情報提供をいただきたいし、あるいは市民の皆さんにもお伝えしていただきたいと、そのように思ってお聞きいたしました。一定、DBIですか。というところも選択肢にあるのかなとも思いましたので、ここのところは情報提供の要望を、質問したほうがよいならば質問しますが、この情報提供をいただけるかどうか、私の受け止めがまずかったのかもしれませんが、お聞きしたい。ここは再質問したいと思います。

広域化検討のところですが、東村山市長の御発言に関する、事前に打診や相談があったかどうか、それに対してどう応答されたかというところは御答弁がなかったと感じたので、そのところは再度お聞きしたいと思います。現段階では協議項目を整理しているということでした。準備協議会を開催されていると聞き取れたのですけれども、この準備協議会というのは、柳泉園組合と関係市というものだということで確認してよろしいかということだけ確認させてください。

放射線測定のところの御説明は分かりました。少し残念な部分ではありますが、仕組み上、そうなのかなという理解もしているところであります。一方で、いろいろな社会的な動向もよく察知して、必要だと思われる状況があれば機敏に御対応いただくことは求めていると思います。

○総務課長（米持譲） 再答弁をさせていただきます。

先ほどの件で、まずは訂正させていただきたいのですが、事業方式はDBIと言ったのですけれども、ごめんなさい。DBOでございます。近郊の運営方式につきましては、今後調査いたしまして、資料を御提示できればと考えております。

また、先ほど御答弁が抜けていたのですけれども、東村山市のごみのところで申入れがあったというところなのですが、具体的に事前にお話があったのかというところなのですが、特に具体的なお話があったわけではなくて、協議をする中で、将来的にはというところのお話はちょこっとは聞いていたかなというぐらいのところではあるのですけれども、具体的には何もなくて、その中で、基本計画が今後あるというところから、そのところで一緒に検討に参加したいという申入れがあったというところでございます。

○3番（村山順次郎） 準備協議会のメンバーは。

○総務課長（米持譲） 失礼いたしました。準備協議会のメンバーは議員お見込みのとおりでございます。

○3番（村山順次郎） 3回までだと思うので、このタイミングで最後になろうかと思います。

準備協議会の構成メンバーはそうなんだということで、理解できました。御答弁いただけるような具体的なスケジュールというんですかね。東村山市を含めた協議がどのタイミングで始まるかというところは、これというものは、今はお示しいただけるものがないのかなという受け止めもしているところであります。御答弁で、「ちょこっと」というのがまたつかみづらい。なかったわけではないと受け止めざるを得ないですね。そこは慎重

に御対応いただかないと、誤解を生むもとなかなと思うのです。もし仮に事前に打診があったり、御相談があったのだとすれば、それは、私は、柳泉園組合の対応としては不適切と言わざるを得ないことになりますし、東村山市の御判断だということであれば、今後の協議の中で、言い方というのですか。タイミングというのですか。そこのところは慎重にしていきたいと。少なくとも議会でそういう話があったということはお伝えいただきたいと思いますし、そこのところは求めたいと思います。再質問はできませんけれども、助役から御答弁いただけるようなので、正確なところはいかがですか。

○助役（西村幸高） 総務課長の御答弁が、ああいう御答弁をさせていただいて、大変申し訳ございませんでした。正式に、当然ですが、今の時点で、東村山市長の発言の内容について、何ら私どもは承っておりません。

○5番（保谷なおみ） それでは、何点か質問をさせていただきます。

質問をする前に、行政報告資料についても質問をさせていただいてよろしいですか。

○議長（当麻一哉） はい。

○5番（保谷なおみ） それでは、質問をさせていただきます。

まず初めに、15ページの4番、不燃物再利用状況についての表なのですが、屑ガラスのところは、2月は一定量あったのですが、3月、4月はゼロになっている、その理由についてお伺いいたします。

2点目は行政報告資料なのですが、行政報告資料は様々な委託の契約状況ということで、ざっと見させていただきました。

それで、2点ほどあるのですが、1点は、例えば、2ページのプラットホーム管理業務委託、それから、3ページの検量受付業務委託などは、場所としては同じところでやっていると思うのですが、委託契約としてなぜ2つに分かれているのかということ。何でそんな質問を申し上げるのかといいますと、これは、なるべく契約としてはまとめたほうが、入札する業者にとっても、それはインセンティブが働いてきて、より有利な契約を柳泉園組合としても取れていけるのではないかとということです。小さな契約よりも、なるべくまとめていくといったことのほうが業者にとってインセンティブがありますから、より有利になるのではないかと、そういった発想からの質問でございます。

それから、もう1点は、委託契約を取っている請負業者の住所を見ますと、杉並区、西東京市、東久留米市、立川市、八王子市と、それから、最後のものは江東区と、必ずしも近隣の自治体ではないところが含まれております。私としては、できれば清瀬市、東久留

米、西東京市の3市内にある業者がこういった委託契約を取れることが望ましいのではないかと考えております。それはなぜかと申しますと、例えば大災害のときに、速やかに柳泉園組合においてはごみの処理業務を再開しなければならないと思うのです。そのときに、今の委託内容の契約で、実際に人がいなければこの柳泉園組合を動かすことができないわけですから、果たしてそういったときにどうするのかといった視点を考えたときに、人が災害時においてもここに来ていただける契約内容にしていかなければならないという、そういった問題意識からの質問でございます。

○資源推進課長（近藤修一） 不燃物再利用の屑ガラス委託の処理の御質問についてでございます。こちらなのですが、トラック1台分で10トンぐらい搬出するのですが、今までは年間に二、三回搬出していた状態で行ってまいりました。昨年の10月から処理の方法を変えたことで量が減りまして、今は1年半から2年に1回ほどの搬出で済む形になっております。ですから、今回は2月に出して、本年度は搬出する予定はございません。

屑ガラスについては以上でございます。

○技術課長（横山雄一） それでは、プラットホーム管理業務委託と、検量受付業務委託についての御質問にお答えいたします。両業務が分かれている理由はとのお尋ねでございました。まず、検量受付業務委託についての業務内容でございますが、こちらにつきましては、最初の受付となり、重さを量ったり、または料金の徴収を行う場所になっております。プラットホーム管理業務委託につきましては、検量受付を通過した後にごみピットでゴミを下ろす場所となり、収集車、持込車両の誘導等を行っている場所になります。基本的には場所がそもそも違うということと、業務が違うということで、別々の契約案件になっております。こちらの両業務につきましては、当初は再任用職員と会計年度任用職員で行っていたところを、検量につきましては、令和5年度に入札を行いまして委託化したものでございます。プラットホームに関しましては、令和6年度に入札を行って委託化した状況でございます。両業務は入札を行った結果、同じ業者が契約をした状況にあります。今後については、多少関連するところもございますので、一本化も含めて課としては検討していきたいと考えているところでございます。

○総務課長（米持譲） それでは、指名競争入札における参加業者の選定についてと思いますが、こちらにつきまして答弁させていただきます。まず、当組合契約事務規則及び指名競争入札参加者指名基準に基づきまして、指名業者登録のある業者を掲載している業者から選定しているところでございます。抽出方法は、発注業務の業種種目に登録のある業

者を抽出し、官公庁及び当組合との契約実績、売上高や最高完成工事高等を考慮し、規定しているところでございます。なお、地元事業者につきましては、当組合も指名参加登録を行っていただきまして、積極的に御参加いただきたいということをお願いしているところでございます。

○5番（保谷なおみ） 御答弁いただきましてありがとうございます。

屑ガラスは、要するに量がすごく減っていて、年に数回の回収だということで、3月、4月はゼロだということで分かりました。ありがとうございます。

それから、行政報告資料のほうの委託契約についてですけれども、プラットフォーム管理業務委託と、それから検量受付業務委託は、結果的になのですが、同じ業者が落札しているということから、これを一緒にすることは可能だということで、今、御答弁の中にもありましたが、まとめていくことで一定のメリットが柳泉園組合側にもあると考えるので、そのようにしていただきたいと思います。

それから、できれば、様々な地域から参加する入札、入札自体の透明性ですとか、そういったものについて、曲げることは決してあってはならないですけれども、ただ、やはり、災害時に業務を継続するということは、一定程度リアリティーを持って考えていただかないと困るのかなと思っていますので、その辺は十分に配慮して、今後、請負業者については決めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（当麻一哉） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第9、議案第11号、損害賠償の額の決定についての専決処分について」及び「日程第10、議案第12号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」は、関連がございますので、一括議題といたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第11号、損害賠償の額の決定についての専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、当組合の管理する樹木の倒木により、隣接する建物に損傷を与えてしまったことから、その損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきました。したがいまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

続きまして、議案第12号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第6号）の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、損害賠償の額の決定についての専決処分をしたことから、その賠償として原状回復補修を実施するところ、年度内の完了が困難となったため、繰越明許費を設定させていただき、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきました。したがいまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持謙） 議案第11号、損害賠償の額の決定についての専決処分について、補足説明を申し上げます。

それでは、1枚おめくりください。「専決処分書 損害賠償の額の決定について」を御覧ください。本件は、当組合が管理する樹木1本が倒れた際に、隣接している株式会社東京風月堂の所有する建物に接触し、2階の窓ガラス及び境界フェンスが損傷したことから、原状回復するため補修費を支払う必要が生じたことから、専決処分をさせていただきました。

- 1、事故発生日時は令和7年2月7日（金曜日）午後2時頃でございます。
- 2、事故発生場所は当組合テニスコート北側山林境界でございます。
- 3、損害賠償の相手方は株式会社東京風月堂でございます。
- 5、損害賠償額は115万5,000円でございます。
- 6、支払方法は当組合が施工業者に支払うものでございます。

続きまして、議案第12号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、令和7年2月7日に当組合の敷地内で樹木が倒れ、隣接する株式会社東京風月堂が所有する建物の窓ガラス及びネットフェンスを破損させてしまったことから、その賠償として原状回復するために補正をするものでございます。

それでは、補正予算書の2ページを御覧ください。第1表、繰越明許費は、表に記載しております款2総務費、項1総務管理費、事業名、倒木被害窓ガラスフェンス補修、金額115万5,000円でございます。本補修につきましては、見積作成の際に建物内部から寸法等を確認する必要がありましたが、空きビルであったため常時人員が不在であり、迅速に現場調査への立入りができませんでした。また、補修対象の窓ガラスは開閉できないはめ殺しの特殊なフィックス窓で、足場設置が必要な特殊工事となったことから、見積作成に二、三週間を要してしまいました。そのため、複数社による見積合わせを経て、契約締結が3月17日となりましたことから、工事準備に時間を要した結果、年度内の完了が困難となったことから、繰越明許費を設定させていただき、損害賠償の額の決定と同日に専決処分をさせていただきました。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いします。

○6番（大林光昭） それでは、私から何点か質問をさせていただきます。

今回、倒木によって相手方に損害を与えたということであります。まず確認をさせていただきたいことは、倒木の要因は何であったのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

それから、損害賠償額115万5,000円について、この内訳です。2か所、窓ガラスと境界フェンスの破損ということでありますけれども、2か所の原状回復費という理解でよろしいのかどうか。それ以外のものがあるのかどうかも含めて、内訳をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、今回、人的被害はないと理解をしておりますけれども、それで間違いがないのかどうかを確認させてください。

それから、今後の対応ということで、再発防止策が必要だろうと思いますが、まず確認をさせていただきたいことは、敷地内には多くの植栽があると思いますが、植栽管理です。特に高木なんかは、一定やはり管理の負担もあるのだろうと思いますが、このいわゆる剪定であったり、あるいは老朽化しているものの植え替えであったり、様々

な植栽管理ということがあると思いますが、現状ではどのような管理の仕方をしているのか、敷地内の植栽についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点確認をさせていただきたいことは、今回、これが専決処分をされたわけであります。先ほど同僚議員からも火災についての報告云々という話がありましたけれども、こういった事故案件について、当組合議会に対する報告の考え方についてお聞かせいただければと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） まず、要因ですが、やはりたくさんの樹木が、もともと自生している木も多くて、基本的に大分腐朽しているということが原因で枯れてきている状況もあって、風とか、そういった影響で倒れたというところでございます。

次に、115万5,000円の内訳なのですが、説明させていただきます。まず、今回の損害賠償については、先ほども総務課長から御答弁させていただきましたが、相手方の建物のガラスやフェンスの原状回復工事を柳泉園組合が手配し、直接業者に支払う方法で対応しております。このため、損害賠償額においては、全て原状回復に伴う補修費用でございます。工事の概要ですけれども、説明させていただきますが、倉庫的な場所なのです。ですので、まず、3階ぐらいの高い位置になるのかな。足場工事が必要でした。その内訳を申しますと、まず、27万8,000円。そして、はめ込み型フィックス窓という工事がやはり特殊で、33万5,000円かかっております。そして、フェンス工事があるのですが、そちらにつきましては13万7,000円。撤去したものについては産業廃棄物処理費用として5万円。その他、当然、諸経費ということで25万円かかっておりまして、消費税込みでこの損害賠償額ということになっております。

人的被害はありません。植栽管理につきましては、基本的に職員によって敷地内の樹木の状態を目視点検しております。やはりこれだけ木があるものですから、次年度に実施する樹木剪定及び伐採計画を立てて予算計画をさせていただいて、予算計画後も、定期的な職員による敷地内の樹木の点検等により、異常に気づくこともあるのです。そういったときにおきましては、再度リスクによる優先度を設定した上で計画を見直しし、樹木剪定委託を実施しているというところもございます。緊急の場合は、随意契約で樹木剪定や伐採を造園業者に依頼することもございます。ですから、今回の樹木の倒木ということもありましたので、さらに、おっしゃるとおり、人的な被害をまず最優先に考えて、人が通る場所だとか、そういったものに関しましては、しっかり我々はリスクの優先度をつけながら樹木の管理を行っていったところでございます。

○総務課長（米持譲） 私から、事故案件等の組合議員の皆様への情報提供の考え方について答弁させていただきます。事業運営の関係につきましては、収集ですとか、ごみ処理の運営に影響が出るときには御報告をさせていただくことと、また、先ほども施設管理課長からありましたように、人的被害、また、火災等につきましては、適宜報告はさせていただきたいと考えております。

○6番（大林光昭） ありがとうございます。

内訳についてはよく分かりました。人的被害がなかったということについてはよかったかなとは思いますが、今御答弁をいただきましたとおり、この施設については、ごみの搬入等で一般の方が車でお越しになるということもありますし、それ以外にも、テニスコートであったり、室内プールであったり、様々利用者がいらっしゃるということでもあります。そういったことに対する被害、これは決してあってはならないわけでありまして、その意味では、今、御答弁をいただきましたけれども、優先順位という話もありましたが、これはやはり、今回について言えば、目視では分からなかったものが、現実に倒木をしているという状況であると思います。であるならば、目視は当然そうでありますけれども、さらにもう一步何らかの対策が恐らく必要なのだろうということは指摘をさせていただきたいと思います。いずれにしても、危険があるものについては早急に対応していくべきだということは申し上げておきたいと思います。

それから、情報提供の在り方についても一定理解はさせていただきました。ここについては、今回、人ではなかったということではありますけれども、物的な損害というものは生じている状況であります。これは、例えば企業である場合もあれば、そうでない場合もある。物損といっても、例えば車にぶつかってしまうとかということになれば、当然それが市民であるという場合もあり得るわけで、そういったことについて我々に問合せが来た場合に、知らないということはやはりあってはいけないかなと思いますので、情報提供の在り方についてもぜひ検討いただきたいということを申し上げて、私からの質問は終わります。

○議長（当麻一哉） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） なければ、以上をもって議案第11号、損害賠償の額の決定についての専決処分について及び議案第12号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第6号）の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第１１号、損害賠償の額の決定についての専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第１１号、損害賠償の額の決定についての専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第１１号、損害賠償の額の決定についての専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第１１号、損害賠償の額の決定についての専決処分については原案のとおり承認されました。

これより議案第１２号、令和６年度柳泉園組合一般会計補正予算（第６号）の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第１２号、令和６年度柳泉園組合一般会計補正予算（第６号）の専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第１２号、令和６年度柳泉園組合一般会計補正予算（第６号）の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第１２号、令和６年度柳泉園組合一般会計補正予算（第６号）の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第１１、報告第１号、令和６年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 報告第１号、令和６年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき御報告を申し上げます。

本報告は、令和６年度事業「倒木被害窓ガラスフェンス補修」において、当該年度内に事業を終了することが困難となり、本事業費１１５万５,０００円について、本年度に繰越

使用できるよう、繰越明許費の扱いとし、別紙「令和6年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書」のとおり本年度に繰り越しましたので、御報告申し上げるものでございます。

なお、本事業は本年3月17日に契約をし、既に完了しております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 以上で報告が終わりました。

これより報告第1号、令和6年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書についてに対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって報告第1号、令和6年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書についての質疑を終結いたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第12、議案第13号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び「日程第13、議案第14号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、関連がございますので、一括議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第13号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第14号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、その提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、関係市の給与に関する条例の一部改正に伴い、当組合においても同様の改正を行うため、条例の整備を要することから、令和7年3月31日に当該条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。それでは、議案第13号、柳泉園組合

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第14号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

まず、議案第13号になります。この条例改正は、関係市の給与に関する条例の一部改正に伴い3月期末手当が廃止となることから、育児休業中の特別給算定期間を変更するものでございます。

それでは、議案書より2枚ほどおめくりいただきまして、「議案第13号資料 柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表」を御覧ください。

新旧対照表の第5条の3について、3月期末手当の廃止に伴い、育児休業をしている職員の期末手当等の支給についての期間を6月以内と改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日につきましては令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第14号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。この条例改正は、扶養親族たる子に対する扶養手当の引上げ、また、3月期末手当を廃止し、3月期末手当支給分を6月及び12月期末手当へ配分、及び勤勉手当基礎額算出から扶養手当を除算するものでございます。

こちら、議案書よりさらに2枚ほどおめくりいただきまして、「議案第14号資料 柳泉園組合職員の給与に関する条例 新旧対照表」を御覧ください。

新旧対照表の第8条第3項第2号について、扶養親族たる子の支給を2,500円引き上げ、1万1,500円とするものでございます。

次に、第22条第2項ですが、期末手当について、3月支給の廃止に伴い、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数1.15月にそれぞれ0.1月割り振り、1.25月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、再任用職員の期末手当について、3月支給の廃止に伴い、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.65月にそれぞれ0.05月割り振り、0.70月とするものでございます。

次に、第23条第4項ですが、勤勉手当について、勤勉手当基礎額算出から扶養手当を除算するものでございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例と同様に、令和7年4月1日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 1点だけお聞きしたいと思います。育児休業に関してですが、以前柳泉園組合議員をやっていたときは、柳泉園組合で働いている方ということではありましたが、なかなか育児休業を取る方はいらっしゃらないという趣旨のやり取りをしていました。昨年の会議録を読みまして、同じ政党に所属する中村議員が、決算審査だったと思いますが、やり取りをしまして、取得される方もいらっしゃるようなやり取りがあったところなのですが、大きく広がるということに至っているかということ、そうでもないという趣旨の意見を中村議員がそのとき述べておりました。この条例改正がございまして、諸条件が整備されているという認識を持ちます。同時に、柳泉園組合における諸課題に対応していくために、今、計画をもって職員の新しい採用などもされていると。一方で、報道にもございますけれども、なかなか採用、募集の環境の厳しさ、難しさ、内定辞退ということもあるということが報道もされておりますし、柳泉園組合でもあるということは過去に御答弁があったところでございます。その点で言うと、育児休業を取りやすい環境整備、これは以前、私も柳泉園組合議員をやっていたときに求めたことがあるのですが、その後にはどのような研究をされて、柳泉園組合職員の方がその条件に合致するときに育児休業を取りやすくしていくような環境整備、こういうものがどのように図られてきているのか、久しぶりなのですみませんが、取組の状況についてお聞きしたいと思います。

○総務課長（米持譲） 育児休業の取得について答弁させていただきます。議員お分かりのとおり、我々の職員数は限られた人数でございます。お子さんが生まれて育児休業を取れる状況になった際には、総務課を挙げまして、私もそうなのですが、積極的にお声がけはしているところでございます。

○3番（村山順次郎） 不断の取組だと思います。東久留米市でも制度がございまして、人数的にも割合的にも一定の規模で取得いただいているというやり取りを、以前、市議会でもしたことがございます。関係市のところでの実施事例、そのための取組等もよく聞き取っていただいて、取れるところは採用していただいて、行く行くは柳泉園組合が果たすべき役割をしっかりと果たせる職員体制をつくっていくというものの、特効薬ではないと思いますが、一助にはなるといいますので、ここのところは不断にやっていただきたいなと。子の看護休暇の取得要件とかも今回はありますが、ここは聞きませんけれども、こういう

ものも、有給休暇ではなく、そういう場合はこちらの休暇を取るようになどなど、働きやすい環境整備、そのところは引き続き求めていきたいと思います。

○議長（当麻一哉） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） なければ、以上をもって議案第１３号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第１４号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第１３号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第１３号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第１３号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第１３号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

これより議案第１４号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第１４号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第１４号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第14号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第14、議案第15号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第15号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、東京都及び東久留米市の規則改正に伴い、当組合においても同様の改正を行うため、条例の整備を要することから、令和7年3月31日に本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。それでは、議案第15号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

今回の条例改正は、東京都及び東久留米市の規則改正に伴い、育児または介護に伴う時間外の勤務の免除が終了する要件、妊婦通勤時間、子の看護休暇の取得要件、夏季休暇の取得期間及び妊娠症状対応休暇について改正するものでございます。

議案書より2枚ほどおめくりいただきまして、「議案第15号資料 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表」を御覧ください。

新旧対照表の第8条の2第2項について、改正前の3歳から、改正後は小学校就学の始期として、時間外勤務を制限するものでございます。

次に、同条第4項につきましては文言調整でございます。

次に、別表2についてになります。裏のページになります。

5の項、妊婦通勤時間を、30分単位から、15分単位での取得ができるものとしております。

次に、同表１１の項、子の看護休暇を１号から５号を追加し改め、取得要件を、現行の子の負傷、疾病、予防接種、健康診断に加え、行事参加、入園・入学式、卒園式及び感染症に伴う学級閉鎖等の事由を追加するものでございます。

次に、同表１５の項、夏季休暇の取得期間を２か月拡大し、６月から１０月までとしております。

次に、同表に２２の項を追加し、妊娠症状対応休暇として、妊娠中の女子職員が妊娠に起因する症状のため勤務することが困難であり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、１０日の範囲内での期間で取得できるものでございます。

附則でございますが、施行期日につきましては令和７年４月１日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第１５号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○５番（保谷なおみ） それでは、質問をさせていただきます。

最後に御説明がありました妊娠症状対応休暇についてであります。妊娠中に１０日間の範囲内で勤務が困難な場合は休みを取ることが認められるということで、これ自体について同じ女性の立場でどうこう言うものではないのですけれども、何というのでしょうか。客観性というのでしょうか。例えば医師の関与があるのか、ないのかとか、そういったところがよく分からないので、お聞きしたいと思います。勤務しないことがやむを得ないと認められるというのは、誰がやむを得ないと判断するのかです。そういったあたりがよく分からないので教えてください。

○総務課長（米持譲） 妊娠症状対応休暇につきまして、答弁させていただきます。症状としては、女性のつわり等に起因するものを想定はしております。そこにつきましてのやむを得ないと認められるところを確認するのは、主管課の課長が確認をするというところで考えております。

○５番（保谷なおみ） 話合いでやるということで、これについては分かりました。西東京市では別のやり方をしていたので、質問させていただきました。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） なければ、以上をもって議案第１５号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第１５号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第１５号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第１５号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第１５号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第１５、議案第１６号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第１６号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員との均衡を踏まえ、条例を整備する必要があることから、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。議案第１６号、柳泉園組合会計年度任

用職員に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の条例改正は、東京都及び東久留米市の規則改正に伴い、夏季休暇の取得期間及び子の看護休暇の取得要件について改正するものでございます。

議案書より２枚ほどおめくりいただきまして、「議案第１６号資料 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例 新旧対照表」を御覧ください。

別表第１について、５の項、夏季休暇の取得期間を２か月拡大し、６月から１０月までとしております。

次に、同表９の項、子の看護休暇を１号から５号を追加し改め、取得要件を、現行の子の負傷、疾病、予防接種、健康診断に加え、行事参加、入園・入学式、卒園式及び感染症に伴う学級閉鎖等の事由を追加するものでございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、対象がないことから、公布の日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第１６号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第１６号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第１６号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第１６号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の討論を終結いたします。

これより議案第１６号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第１６号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第１６、議案第１７号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第１７号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、雇用保険法の改正に伴い条例を整備する必要があることから、御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。議案第１７号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の条例改正は、雇用保険法の改正に伴い、法改正による用語や制度の変更に対応させ、整合性と実効性を確保するため改正するものでございます。

議案書より１枚おめくりいただきまして、「議案第１７号資料 柳泉園組合職員退職手当支給条例 新旧対照表」を御覧ください。

新旧対照表の第６条第１１項第４号について、雇用保険法において、就業促進手当の支給要件が安定した職業に就いたことと明確化されたことに伴う文言調整でございます。

次に、同条第１４項について、雇用保険法改正により導入されたみなし支給日数制度に対応した文言調整でございます。そのため、従来の各号を削除し、みなし支給日数による規定に統一しております。

次に、附則第１０項について、制度移行期間の確保により、特例措置として適用期限を２年間延長し、令和９年３月３１日に改めるものでございます。

次の附則第１項ですが、施行期日につきましては、対象、影響がないことから、公布の日から施行するものでございます。

次に、第２項の経過措置につきましては、施行日に就職している退職職員には改正前の規定を適用するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第１７号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第１７号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第１７号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第１７号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の討論を終結いたします。

これより議案第１７号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第１７号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（当麻一哉） 次に、「日程第１７、議案第１８号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、４番、小林たつや議員の退席を求めます。

〔４番 小林たつや議員退席〕

○議長（当麻一哉） それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第１８号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第１３条に規定いたします議員のうちから選任する監査委員について、西東京市議会選出の小林たつや議員を選任いたしたく、地方自治法第１９６条第１項の規定によりまして、議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第18号、柳泉園組合監査委員の選任については原案のとおり同意されました。

〔4番 小林たつや議員着席〕

○議長（当麻一哉） ここで、柳泉園組合監査委員に選任されました小林たつや監査委員に御挨拶をお願いいたします。

○4番（小林たつや） このたび皆様に御同意をいただきました西東京市選出の小林たつやでございます。代表監査委員と共に業務監査、会計監査などをしっかり行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（当麻一哉） ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時04分 再開

○議長（当麻一哉） 休憩前に引き続き定例会を再開いたします。

休憩時間となりましたが、議事の進行状況から、休憩を取らず議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） それでは、議事を続行いたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第18、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

原かずひろ委員長の報告を求めます。

○委員長（原かずひろ） それでは、廃棄物等処理問題特別委員会の報告をいたします。

まず、「日程第1、委員席の指定」を行いました。

次に、「日程第2、委員長の互選」を行い、私が委員長に当選をいたしました。

最後に、「日程第3、副委員長の互選」を行い、大林光昭委員が副委員長に当選をいたしました。

なお、陳情等の審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

げます。

○議長（当麻一哉） 報告は終わりました。

ここで、事務局より「議席番号表」、「特別委員会委員名簿」、「令和7年度柳泉園組合議会定例会日程予定表」を配付させます。

なお、予定表につきましては、改選のあった清瀬市、東久留米市選出議員のみとなります。

〔資料配付〕

○議長（当麻一哉） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和7年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 当 麻 一 哉

議 員 原 かずひろ

議 員 斉 藤 まさひろ